

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成31年1月8日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市教育委員会の附属機関の委員の任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 白井市教育委員会処務規定の一部を改正する訓令の制定について

議案第5号 白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 白井市社会教育団体の認定に関する規程の制定について

議案第7号 白井市小中学校部活動ガイドラインの改訂について

議案第8号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

7. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

8. その他

○出席委員等

| | |
|-----|-------|
| 教育長 | 井上 功 |
| 委員 | 小林 正継 |
| 委員 | 川嶋 之絵 |
| 委員 | 高倉 聡子 |

○欠席委員等

| | |
|----|------|
| 委員 | 齊藤 豊 |
|----|------|

○出席職員

| | |
|---------|-------|
| 教育部長 | 吉田 文江 |
| 教育部参事 | 小泉 淳一 |
| 教育総務課長 | 岡本 和哉 |
| 生涯学習課長 | 石戸 啓夫 |
| 文化センター長 | 川上 清美 |

書 記 山本 麻奈美

書 記 中村 秀樹

午後 3 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから、平成 3 1 年第 1 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 3 名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は合計 4 名でございます。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2 番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

小林委員と高倉委員に署名をお願いいたします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3 番、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○井上教育長 次に、4 番、委員報告。

委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○川嶋委員 1 2 月 1 4 日に七次台中学校の立春式に行ってまいりました。白井市では、昭和 3 9 年度より実施され、今年で 5 5 回目となる伝統行事でもあります。校長先生の話の中であらゆる活動にどう挑んでいるか、結果ではなく目的に向かって努力をする心の強さが大切というような内容のお話がありました。1 4 歳という多感な時期の生徒の心に響いた内容だったのではないかと感じました。

また、5 名の生徒の意見発表があり、その中で個人的に大変感動したのが、個別の支援を必要とする生徒さんの発表でした。ご自身の個性を理解しており努力していること、また、できないことを日常ではご家族が、学校では先生やクラスメートがサポートしてくれることへの感謝と将来の目標に向かって、チャレンジ精神を持ち日々努力なさっていることを立派にスピーチされました。先の校長先生の話にも通じるものがあり、会場の雰囲気も温かなもの変わった瞬間でした。日常の学校やクラスの様子が伝わるとてもすばらしい発表で立春式にふさわしい立志の誓いでした。

一人一人の発表は人数が多いため、また、時間が押していたのもあって、聞き取れないほど駆け足だったのですが、本来ならば時間をかけて取り組みたかったのだろうと想像いたしました。

学校規模により立春式の内容はさまざまですが、負担の軽減に努めながら長く続いてほしい行事だなと感じました。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○高倉委員 昨年12月13日に池の上小学校での指導室訪問に同行してまいりましたので、報告します。

指導室訪問に際して、全クラスでいろいろな取り組みをされていたところ、校長先生の御案内で、2時限に分けてそれぞれの教室を回りました。1年生から6年生まで、いろいろな体育もあれば芸術科目もあり、普通教室もあれば理科の実験教室もあるということで、いろいろな授業を見ることができて、大変勉強になりました。

特に池の上小学校では、多目的スペースという独自の構造がありまして、そこをうまく使って、図工ですとか子供たちが動き回れるような活動をしていたのが印象的でした。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○小林委員 今日、1月8日1時半から七次台小の図書室新築の内覧会に行つてまいりました。いろいろと工夫した面があり、まだ蔵書が入る余地がありますので、これからいい本をたくさん入れて、学校のためになればいいなと思いました。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは、5番、教育長報告。

私から教育長報告を行います。

私も12月7日に大山口中学校の立春式に出席させていただきました。先ほど川嶋委員のお話もありましたけれども、大山口中学校では、玄関からの案内、それから来賓の接待等、中学2年生が全部やっていて、もちろん会の司会や進行等もそうでしたけれども、自分たちでつくる立春式というコンセプトで非常に子供たち輝いておりました。すばらしい中学2年生だったなと感じました。

続きまして、12月8日土曜日には、文化会館の自主事業で落語はなし家3人会を参観いたしました。人気の3人ということで、びっくりしたのは、なし坊ホールが満杯でした。お話を聞くと、入場料がほかより安いということもあったということですが、落語人気というのもすごいのだなというのを肌で感じました。実際お話もとてもおもしろかったです。

それから、12月23日にこれも文化会館の自主事業で、ピアノ演奏のくるみ割り人形、チャイコフスキーですが、ピアノで演奏しながら子供たち向けにお話を語るという形式で、普通、音楽会は、小さな子供は御遠慮くださいという場合が多いのですが、これは、逆に小さな子供に聞かせるということで、たくさんの子供たちが来て、子供たち途中で声が出たりもするのですが、すごく楽しんで、これはこれでこのような音楽会があってもよかったなと感じております。

以上でございます。

それでは、委員報告及び教育長報告について、何か質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

議案第8号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」及び報告第1号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、この二つにつきましては、白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、この2件につきましては非公開とさせていただきます。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、川嶋委員を指名したいと思います。6の議決事項、7、報告事項に係る議事の進行についてよろしくお願いいたします。

○川嶋委員 ただいま教育長より指名されました川嶋でございます。

これより6、議決事項、7、報告事項に係る議事の進行を行いますので、御協力をお願いします。

議案第1号 「白井市教育委員会の附属機関の委員の任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

○川嶋委員 最初に、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号「白井市教育委員会の附属機関の委員の任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」説明をお願いします。

○川上文化センター長 議案第1号「白井市教育委員会の附属機関の委員の任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明いたします。

提案理由でございますが、白井市教育委員会の附属機関の委員の任期の見直しに伴い、統一した基準とするため、関係条例を整備するとともに、文化センター内4館協議会委員の任期につきましては、教育委員会内における他の附属機関、生涯学習推進委員会、子ども・若者育成支援協議会、放課後子どもプラン推進委員会、スポーツ推進委員会と同様に効果的、効率的な運営を図るため、現行の2年から3年にするものでございます。

裏面をごらんください。白井市教育委員会の附属機関の委員の任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

第1条では、白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、第15条第5項中の2年を3年に改めるものです。

第2条では、白井市立図書館設置条例の一部を改正するもので、第3条第4項中の2年を3年に改めるものです。

第3条では、白井市郷土資料館設置管理条例の一部を改正するもので、第7条第5項中の2年を3年に改めるものです。

第4条では、白井市プラネタリウム館設置管理条例の一部を改正するもので、第7条第5項中の2年を3年に改めるものでございます。

附則の施行日につきましては、平成31年7月1日から施行することとします。

既存の協議会の任期が平成31年6月30日までで、全ての委嘱期間が経過しているため、経過措

置は設けてごさいません。

次ページには、議案第1号資料としまして、白井市教育委員会附属機関の委員の任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例、新旧対照表でごさいます。あわせてごらんください。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第1号について、御意見等がありましたらお願いします。

○小林委員 2年から3年で、少し長い期間のほうが私もいいと思うのですが、今までの2年の中で、大体年に何回くらい会議は開催されてきたのでしょうか。

○川嶋委員 川上センター長お願いします。

○川上文化センター長 昨年で申しますと、文化会館につきましては3回、他の図書館、郷土資料館、プラネタリウムにつきましては、各2回ずつ実施しております。

○小林委員 今伺いましたように、大体の委員会がそんなには多く開催されていないという気はしていましたので、3年間期間をおいて、その間にいろいろとできるだけお互いの委員の話し合いができる、そういう機会を設けて、白井市のために本気で考えていってもらうと、いいことだなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○川嶋委員 ほかにごさいますか。

御意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ごさいませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「白井市教育委員会附属機関附則の一部を改正する規則の訂正について」

○川嶋委員 続きまして、議案第2号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第2号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」御説明をさせていただきます。

本案につきましては、白井市附属機関条例の改正に伴いまして、既に廃止となった附属機関に係る必要な規則の改正を行うものでごさいます。

資料をお開きください。

白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則、資料としまして、新旧対照表を添付してあります。あわせてごらんください。

新旧対照表中の現行欄の下の2番に記載してあります白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会については、現在の給食センターの調理業務の委託業務、委託事業者を選定するために、また、一番下段にあります白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会については、PFI事業によりまして、現在は新しい学校給食センターを建設中、来年度以降については、調理業務等を行う事業者を選定するために設置したものでありまして、両委員会とも現在は、その役目を終えており、既に関係条例の整理も済んでいることから当該委員会を削除するものでごさいます。

議案に戻りまして、附則につきましては、本規則の施行の日を平成31年4月1日としているものでごさいます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第2号について、御質問等がありましたらお願いします。
御意見等がないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

議案第3号 「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第3号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第3号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明させていただきます。

本案につきましては、学校給食共同調理場の名称変更及び組織改正に伴い、必要な規則の改正を行うものでございます。

資料1ページをごらんください。

白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則、資料としまして、新旧対照表を添付してあります4ページをごらんください。新旧対照表で説明をさせていただきます。

第10条第1項第7号につきましては、既に教職員住宅はその用途を廃止し、施設の管理については、管財契約課で行っていることから削除するものでございます。

第13条の表中、教育総務課の行にあります班名の列内にあります学校給食センター建設準備室につきましては、新しい学校給食センターの供用が本年4月1日に開始されることによりまして、その業務が完了することから削除するところでございます。

第17条第1項第1号及び第19条では、平成31年度から学校給食共同調理場の名称が学校給食センターに変更になることから、所要の変更を行いまして、あわせて第19条第1項第2号で新しい学校給食センターの供用開始に伴いまして、それ以降は、学校給食センターで給食に関する業務の総括をするため、班名を管理班から給食班に改名するものでございます。

別表第1、15条関係になります。こちらでは、教育部各課各班の事務分掌を記載しておりますが、変更箇所につきまして説明をさせていただきます。

教育総務課の行では、先ほども説明したとおり、学校給食センター建設準備室が廃室となることから、班名並びに事務分掌を列から削除するものでございます。

その下にあります学校政策課並びに5ページの教育支援課の行については、平成30年4月から学校教育課をこの2課に分割したところでありまして、それにあわせて事務分掌の割り振りも行ったところでございますが、これまで9カ月間運用した結果、5ページにあります教育支援課の行中、事務分掌の列にあります(9)通学路に関することの事務を削除し、新たにまた4ページにお戻りいただきまして、学校政策課の行中、事務分掌の列に(3)として通学路に関することを加えるものでございます。

5ページにお戻りください。

教育支援課の行中、事務分掌の列、(10)学校給食の管理及び運営の総括に関すること並びに(11)食育に関することにつきましては、先ほど説明をさせていただいたとおり、新年度から給食

に関する事務については、全て学校給食センターで行うことから削除をさせていただきます、下段にあります別表第2の学校給食センターの改正案の行中、事務分掌の列に(2)として、学校給食の総括に関すること及び(7)栄養の調査研究及び食育に関することとして加えるものでございます。

さらに学校給食センターでは、来年度から桜台小中学校給食施設の維持管理も行うことから、(3)としまして、学校給食施設の維持管理に関することも加えさせていただきます。

別表第1にお戻りいただくのですけれども、別表第1の教育支援課の事務分掌になります。教育支援課の事務分掌の列には、この教育支援課支援班の業務としまして、(17)学校給食センターとの連絡調整に関することを新たに加えさせていただきます。

3ページにお戻りください。

議案に戻りまして、附則としまして、本規則の施行の日については、平成31年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第3号について、御質問等がありましたらお願いします。御意見等がないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

議案第4号 「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第4号「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第4号「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明をさせていただきます。

本案につきましては、学校給食共同調理場の名称変更に伴いまして、必要な規程の改正を行うものでございます。

ページをお開きください。

白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令、資料としまして、新旧対照表を添付してありますあわせてごらんください。

提案理由で申し上げましたとおり、平成31年度から学校給食共同調理場の名称が学校給食センターに変更になることから、教育機関名の名称を改正するものでございます。

議案に戻りまして、附則としまして、本訓令の施行の日については、平成31年4月1日とするものでございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第4号について、御質問等がありましたらお願いします。御意見等ないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

議案第5号 「白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第5号「白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第5号「白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明をさせていただきます。

本案につきましては、学校給食共同調理場の名称変更に伴いまして、必要な規則の改正を行うものでございます。

ページをお開きください。

白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、資料としまして新旧対照表を添付してありますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

提案理由で申し上げましたとおり、平成31年度から学校給食共同調理場の名称が学校給食センターに変更になることから、別表第1、公印番号13の4の名称を白井市学校給食センター所長之印に改正するものでございます。

別表第2につきましては、あわせて印影を同様に改正するものでございます。

議案に戻りまして、附則としまして、本規則の施行の日については、平成31年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第5号について、御質問等がありましたらお願いします。

こちらもご御見等がないようですので、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第5号は原案のとおり決定します。

議案第6号 「白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第6号「白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の制定について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第6号「白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の制定について」御説明いたします。

本案は、社会教育関係団体の認定の要件や有効期間等の見直しに伴い、旧規程を廃止し、新たな規程を定めるため制定をするものです。

裏面をごらんください。新たに制定します白井市社会教育関係団体の認定に関する規程案です。今回、白井市社会教育関係団体の認定に関する規程を新たに制定しようとするのは、平成29年第12回定例教育委員会議で協議いただき、平成30年の第1回臨時会で報告させていただいた「白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直しの方針について」に従って、認定制度の根拠となる教育関係団体認定にかかわる規程の整備について、本年度新たに立ち上げました生涯学習推進委員会などで意見を伺いながら検討を図ってきた結果、今回新たに規程を定めることとなりました。

新規になりますので、案文を読み上げさせていただきます。

「白井市社会教育関係団体の認定に関する規程」

(趣旨)

第1条 この訓令は、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体（以下「社会教育関係団体」という。）としての認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は、社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行う公益性のある団体であって、次の要件を全て備えるものとする。

- (1) 社会教育活動を行う意思を表明し、自立的組織として確立していること。
- (2) 団体としての規約、会則等があること。
- (3) 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。
- (4) 代表者が白井市内に在住していること。
- (5) 団体の構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学していること。
- (6) 団体の主たる活動の場が市内であること。
- (7) 未成年者が3分の2以上を占める団体にあつては、複数の成人の育成者または指導者がいること。
- (8) 広く一般に入会の機会を設けている開かれた団体であること。
- (9) 事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること。
- (10) 団体が設立されてから1年以上が経過していること。
- (11) 学習、文化、スポーツ等の活動を行う者が自主的に設立した団体であつて、次の行為をしないもの。

ア 営利を目的とする活動

イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、また、これに反対する等の政治活動

エ 特定の宗教もしくは特定の教派、宗派、教団を支持し、または、これに反対する等の宗教活動

オ 企業、学校その他の法人に課外活動

カ その他公序良俗に反する行為

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体として認定を受けようとする当該団体の代表者は、社会教育関係団体申請書（別記第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会則、規約等
- (2) 事業報告書及び決算報告書
- (3) 予算書及び事業計画書
- (4) 役員及び会員の名簿
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年4月1日から同月25日までに行わなければならない。

(認定の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、第2条に規定する認定の基準に適

合するか否かを確認及び審査し、白井市生涯学習推進委員会の意見を聞いた上で、認定の可否を決定するものとする。

(認定の通知等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による認定の可否の決定について、社会教育関係団体認定（不認定）通知書（別記第2号様式）により当該団体の代表者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条の規定により、認定の決定をした団体（以下「認定団体」という）について団体名、活動内容、会員数、会費、問い合わせ先、その他必要事項を市のホームページ等により公表するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定団体の認定の有効期間は、毎年6月1日から同日の属する年の3年後の年の5月31

(変更または解散の場合の届け出)

第7条 認定団体の代表者は、認定期間内に団体の規約等を変更し、また、団体を解散したときは、速やかに社会教育関係団体変更届出書（別記第3号様式）または、白井市社会教育関係団体解散届出書（別記第4号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取り消し等)

第8条 教育委員会は、第2条に定める要件を欠いたとき、または、前条の規定による変更または解散の届け出を怠ったときには、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、社会教育関係団体認定取り消し通知書（別記第5号様式）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

3 教育委員会は、認定の取り消しがあったときは、白井市生涯学習推進委員会に報告するものとする。

(報告)

第9条 認定団体は、次に掲げる書類を毎年5月31日までに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告書及び決算報告書

(2) 予算書及び事業計画書

(3) 役員及び会員の名簿

(補則)

第10条 この規定に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の廃止)

2 白井市社会教育関係団体の認定に関する規程（昭和57年教育委員会訓令第1号）は廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際、現にこの訓令による廃止前の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第4条の規定により、認定を受けた団体は、当該認定の期間の満了する日までの間は、この訓令

第4条の規定により、認定を受けた団体とみなす。

それ以降に一応別記様式がついております。

今回のポイントなのですけれども、認定制度を全体的に捉えて、真の社会教育関係団体の普及を目指そうとしております。そのために対象団体を明確化し、社会教育法第10条に規程する本来の社会教育関係団体に限定し、自立して継続的に社会教育にかかわっていく意思を持ち、実績をあわせず、持つことなどを求める内容としています。

また、認定要件を明確化し、チェック項目のように細かく列記して、申請窓口となる指定管理者でも判断しやすようにしたことや、実績報告書等の提出を義務化し、各活動をチェックできるようにし、社会教育活動の担保がとれるようにしていくことであります。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第6号について、御質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 2年前ぐらいから実際動き出していると思うのですがすけれども、今ありました社会教育団体という目的をはっきりさせるということで、去年から実際、変化というか、これまでと、これからここに力を入れようとしている今の段階で分かっている結果はありますでしょうか。

○石戸生涯学習課長 以前の定例会の中で小林委員から新たな社会教育関係団体については、減免対象になるのかなどの御質問があり、そのときは先のことでわからないということで答えを保留させていただいたと思います。市の減免などの見直しの関係ですけれども、社会教育関係団体については、基本的には、従来と同様に減免対象となります。ただし、今回の社会教育関係団体も含めまして、減免にするに当たっては、公共性を問うということがあって、10月の定例教育会議の中で、減免に関する教育委員会の基準という形で説明させていただいたと思います。その中で今までの社会教育関係団体の規程だと、いわゆる社会教育関係団体以外の福祉団体とか自治会組織だとかそういうのもこの社会教育関係団体の規程の対象になって、認定できることになっていました。今回減免制度の見直しの中で、ほかの例えば自治組織、それから福祉団体などが、別枠で減免の対象になることになりましたので、今回は、本当に社会教育1本に絞る形になります。

その関係で、今までは100近くの団体を社会教育関係の団体として認定していたのですがすけれども、これは大幅に減ると予想されます。社会教育関係団体というのは、市民の皆さんに社会教育を施して、生涯学習のたくさんの機会を与えてくれるという意義がありますので、一度は多分切れるかもしれませんがすけれども、そういった団体が社会教育関係団体として自分たちが今まで学習してきたこと、いろいろな力を生かしてほしいということで指導していきたいなと思っております。そういった形です。

○小林委員 具体的に聞きますと、今まであった団体の中で福祉関係、別枠の中で援助なりできるところは除いて、いわゆる社会教育の中でも本当に公共性というか、それが余りないものは、一旦そこでやめるとするか、実際に登録して通らなかったとか、そういうことで返還ということになりますか。

○石戸生涯学習課長 実際のこの認定に関しましては、今後になりますので、今回この案を通していただければ、この後説明会を団体に対して開きます。現行の規程による社会教育団体の認定は、5月の末日までは有効となっておりますので、6月以降に新たな認定団体が認定できるような形となりますので、数としては、そこで初めてわかることとなりますが、見込みとしては、多分、今回の社会教育関係団体は、社会教育法に厳密にのっとってという形にしていきますので、認定団体は大幅に減るものと予想、見込んでいます。

○小林委員 わかりました。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 先ほど認定の過程の話が出たので、4条の関係で確認をお願いします。認定については、申請があつて教育委員会で一度審査すると。その上で生涯学習推進委員会で意見を聞いて決定するという事なので、生涯学習推進委員会では、個別審査ではなくて審査の結果を承認という形になりますか。

○石戸生涯学習課長 基本的には、そういう形になると思います。生涯学習推進委員会の中で、個別に審査を行うということではなくて、全体的な中で意見を聞きまして、その際には落ちる団体もあるかもしれません。

○高倉委員 後は、要件のところでは気になりますけれども、2条の(5)で団体の構成員5人以上ということなのですから、済みません、私が見ているのが古いのかもしれませんが、今10人ですか。もう既に5人ですか。

○石戸生涯学習課長 現在は5人です。実は、今回5人から10人に人数を上げようかなと思ったのですが、生涯学習推進委員会に挙げたときに、今少ない人数でも頑張っている団体があると。これを10人に上げてしまうと、そこから漏れてしまうというか、そういった団体も結構あるので、これに関しては、現状では5人のままのほうがいいのではないかという意見が出ましたので、従来どおり、5人という形でいきたいと考えております。

○川嶋委員 ほかに何かございますか。

○高倉委員 認定の通知5条の関係なのですが、認定通知を受け取った場合、不服申し立てというのは何かあるのですか。異議といたしますか。

○石戸生涯学習課長 不服申し立ての制度に関しましては、この規程の中では設けておりません。

○高倉委員 関連して、かなり新しく変えて、審査も変えるということで、不服といたしますか異議というのは想定されていますか。

○石戸生涯学習課長 基本的には、認定要件をご説明させていただいて、基本的にこれが備わっているか備わっていないかという形が基本になると思いますので、それに関しまして、事前に各団体に説明しては行きたいと思っております。

あくまでもいろいろな団体の数を絞るということが目的ではなくて、社会教育関係団体になってほしいということですので、その辺を説明させていただきたいとは思っています。

○川嶋委員 ほかにいかがでしょうか。

○井上教育長 今のところでは、重要な点なので、規程には不服申し立ての制度がないわけなので、様式で認定しない理由を書いて、ここを丁寧にわかりやすく、もしくはここに何かあった場合には、こちらに御連絡ください等を書いておけば、どうして非認定になったのですかというのが折り返しくるので、そこでまた丁寧に説明するという方策がいいのではないかと。ですから、この認定しない理由のところきちんと丁寧に書くということは大事かなと思います。

○石戸生涯学習課長 そういう形で進めさせていただければと思います。

○川嶋委員 ほかによろしいでしょうか。

大分ご意見等出尽くしたようですので、議案第6号については、ただいまのご意見を反映させて検討した上でということで、議案第6号についてお諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり反映させた上で検討した上でご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第6号は原案を検討した上でということで決定いたします。

議案第7号 「白井市小中学校部活動ガイドラインの改訂について」

○川嶋委員 続きまして、議案第7号「白井市小中学校部活動ガイドラインの改訂について」説明をお願いいたします。

○吉田教育部長 お配りするものがありますので、少々お待ちください。申しわけございません。新旧の対照表を配ることになっております。

○吉田教育部長 議長、済みません。資料を用意しますので、暫時休憩にさせていただきますよろしいでしょうか。

○川嶋委員 一旦ここで休憩に入らせていただきます。

★午後3時51分★ 休 憩

★午後3時56分★ 再 開

○川嶋委員 それでは、再開いたします。

議案第7号 「白井市小中学校部活動ガイドラインの改訂について」説明をお願いいたします。

○吉田教育部長 お時間をいただきましてありがとうございます。

初めに、議案の訂正をお願いいたします。4ページをお開きください。

4ページの8番、学校及び顧問の役割とございますが、その③、見出しに活動方針及び活動計画の公表及び保護者説明会等についてとございます。この③の活動方針の後の「及び活動計画」を申しわけございません、削除していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第7号「白井市小中学校部活動ガイドラインの改訂について」ご説明いたします。

本案は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン及び平成30年6月に千葉県教育長、教育振興部体育課が改訂した安全で充実した運動部活動のためのガイドラインを受けて、白井市小中学校部活動ガイドラインを改訂するものでございます。

本日配付させていただきました白井市小中学校部活動ガイドライン、新旧対照表に沿って、主な改訂箇所をご説明いたします。

1ページをごらんください。

1、趣旨では、児童・生徒が運動やスポーツ、文化芸術に親しみ、豊かな学校生活を送るとともに、基本的な生活習慣を身につけ、生涯にわたりスポーツや文化芸術に親しめるようにという文言を追加いたしました。

2番の定義につきましては、旧ガイドラインには(1)部活動の(ア)競技会や発表会を、改訂案については、①大会やコンクールに改めました。また、旧ガイドラインの(3)顧問、教諭、助教諭、常勤講師を、改訂案では(2)指導者①顧問、教職員等に変更するなど、表現を整理いたしました。

それでは、新旧対照表の2ページをごらんください。

先ほどの定義の続きになりますが、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行を受けて、(2)番、指導者の③に部活動指導員を明記いたしました。また、3、学校教育における部活動の位置づけと意義を追加いたしました。

続きまして、3ページをごらんください。

4の指導者については、旧ガイドラインでは、指導者は顧問1名以上を含め2名以上置くものとし、1人の判断に委ねないとなっていたものを、改訂案（1）顧問は2名以上置くものとする。ただし、1人の顧問が複数の部を兼ねることができると改めました。

改訂案の5番、活動時間については、練習時間について、平日は2時間程度、土曜日及び日曜日を含む休業日は3時間程度、大会、コンクール、練習試合等は除くとする。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮する等により過度にならないように留意するという文言を追加いたしました。

続いて、4ページをごらんください。

休養日については、旧ガイドラインの（3）課業期間中はノー部活動デーを設定するように配慮する。課業期間中の土曜日及び祝日等で連続して2日間のうち1日は休息日とする。ただし、競技会や発表会等で2日連続で活動しなければならない必要が生じた場合は、校長の承認を得て活動することができる。前項のただし書きにより、2日連続して活動した場合は、その翌日を休息日に充てるとなっていたところを、改訂案では、（3）番休養日を原則として平日に1日以上、週末に1日以上の週当たり2日以上設けることとする。週末に大会等に参加して2日連続で活動した場合は、ほかの日に休養日を振りかえると変更いたしました。

また、長期休業中の活動については、旧ガイドラインの（5）番目安として休業日数の2分の1程度とするとなっていたものを、改訂案（4）課業期間中の休養日の設定に準じた扱いとするが、児童・生徒が十分な休養をとることができるよう、まとまった休養期間を設けるといたしました。

5の（5）部活動の停止については、改訂案のほうにあります。猛暑や荒天、感染症、地域や学校の実態を踏まえた上での効率的、効果的な活動の推進等の文言を追加いたしました。

続いて、5ページをごらんください。

右側、旧ガイドラインの7、開設、休部、廃部については削除いたしました。改訂案では、7、市の役割、6ページ8、学校及び顧問の役割を追加いたしました。

市の役割としては5ページになります。（1）顧問の知識を深め指導技術を向上させるための研修会の実施。（2）外部指導者の活用の促進。（3）学校と地域が融合した形での地域におけるスポーツや文化芸術活動に関する環境の整備。（4）移動及び派遣に対する支援についても明記いたしました。

8、学校及び顧問の役割としては、（1）活動方針の策定及び活動計画の作成。（2）運営上の留意事項。（3）けがや事故の防止についてを明記いたしました。

なお、部活動ガイドラインを市教育委員会で旧ガイドラインから見直しをいたしまして、校長会議でも話し合っていたいただきました。その後、校長会の代表2名の校長先生方と2回会議を持ちまして、今回の提案に向けて進めてまいりました。

この後は、こちらのガイドラインが通りましたら、学校ではこのガイドラインを受けまして、活動方針を策定いたします。この活動方針につきましては、委員会にも提出していただき、また、各学校でホームページで公開をします。そして、31年4月1日より完全実施というような形になっております。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第7号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 前提として、このガイドラインの方針に賛成という立場で、かつ、子供たちの健康とそれから学校の教職員の健康も含めた意味で進むべき方向だと思っております。ただ、その一方で、なかなか1校だけ、もしくはこの部活だけで動かない現場もあるので、ガイドラインそのものの強さといえますか、現場に対して、どこまで強制力という言葉は悪いですが、拘束力といえますか、その当たりのあんばいは、校長会議でも多分お話になっていると思うので、今の時点ではどの程度のお考えでしょうか。

○吉田教育部長 このガイドラインにつきましては、他の市町では、もうこの夏休み明けぐらいから策定したガイドラインに沿って、各学校で活動方針等を出しながら活動を行っているわけですが、白井市は、その他の市町の状況、課題等も聞いておりましたので、そちらを加味しながら十分練って、今、高倉委員がおっしゃった子供たち、それから教職員のことも考えながら、白井市としてよりガイドラインが縛ることなく、正しい部活動のあり方を示したという形にもなっております。子供たちや先生方を守っていくため、また、充実した部活等ができるためのものということで、この後各学校でも方針を立てて、4月1日に向けて進めていただけたらと思っております。

○高倉委員 ありがとうございます。関連で、どこまで教育委員会として各学校の実情を把握しているかということにもなると思いますので、現状を教えていただきたいのですが、学校単位で今のところだと、校長先生はその学校の部活動の休暇状況というのは把握しているということでしょうか。

○吉田教育部長 学校のほうでは、この活動方針については保護者の方にもご説明しておりますし、また、活動計画については、毎月のものを校長先生に提出しておりますので、そちらでしっかりと把握をされている状況です。

○高倉委員 さらに、それが教育委員会に上がってきて集約するということは、今はしていないと思います。今後は、そこまでは考えていますか。

○吉田教育部長 これにつきましては、先ほどお話ししました活動方針につきましては、委員会のほうにも上げていただきますし、また、ホームページ等で公開するような形になります。ただ、活動計画につきましては、各学校でお任せするような形になります。

その中で一番今回のガイドラインの策定についてで問題になっている部分は、活動時間だと思います。平日は2時間程度、それから休日につきましては3時間程度と。また、休養日についても大きな一つのガイドラインの策定の課題となっているわけなのですが、子供たちの健康や先生たちの部活に対するかかわり等そういうものをしっかりと考えて、県、国から出ている3時間程度、そして、平日は2時間程度という時間帯については、話し合って進めてまいりました。活動計画については、市へ提出をせずとも各学校でしっかり進めていただけたらというふうに思っております。

ただし、学校の部活動の数や子供たちの人数、その実態、体育館、運動場、施設等もありますので、それについては、各学校で微妙に違いは出てくると思います。

以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 今の質問に関連して意見を申し上げます。いろいろ私個人的にもないところなのですが、基本的には、学校の現場が一番だと思っておりますので、教育委員会が細かく縛るとするのは

避けるべきというのは、基本スタンスにあります。ただ、この部活に関しては、できる限り教育委員会が市内で一律に扱っていく必要があると考えているのです。理由としては、もちろん市外の学校と比べればまた問題あるのですけれども、子供たちは勝ちたい、練習もしたい、強くなりたい、うまくなりたい、当然だと思いますし、顧問の先生も熱心であればあるほどたくさん試合をさせてあげたいとか経験を積ませてあげたいという熱意があって、それ自体は当然だと思います。ただ、その歯止めは現場ではどうしてもかからないので、子供たちがきついと思っても周りのプレッシャーで言えないこともある。きついと思っても、強くなるために当然だ、うまくなるために当然だと思って頑張っちゃうところもある。という現場では、コントロールできないところを部活では非常に感じます。

運動もそうですけれども、今は吹奏楽を初めとする文化系でもコンクールがふえているので、もちろん目標が高くてもいいと思うのですけれども、内部では正直設定が難しいというのが今、多分、現場ではあると思いますので、過度のコントロールにはならず、それでいながら、どこの中学校はやっているのにうちの中学校はできないとか、どちらかという、もっとやらせてくれという現場をむしろ教育委員会のほうであるべき姿というのを示していただきたいと思っています。

もちろん校長会議でいろいろお話をなさっていると思うのですけれども、特に保護者として思うのは、保護者の熱も高くなっているんで、保護者の熱も大人として下げないといけないところがありまして、そのあたりはガイドラインの説明だけではなく、千葉などでもつけていますけれども、科学的トレーニングでこうなのですよ。国際的にこうなのですよというあたりもぜひ使っていて、現場の理解も得るようにしていただきたいと思いました。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○井上教育長 このことに関しては、私からコメントしておきたいのですけれども、高倉委員の心配はそのとおりで、不公平感というのは、教育では最も妨げになっていくことになるのですけれども、だからこそ決まったことは縛るということではなく、これが国から出されているいろいろな方々の知恵を搾り出した姿なので、これで十分いけるのだと、この時間で十分成果を出せるのだと、結果を出している人も学校も部活もたくさんあります。管理職はもちろんこのこと十分理解しています。

教員の方々もこの話は数年前から出て、いずれこうなっていくということはわかっておりますので、十分理解しています。ただ、今までやれていたのに急にやれなくなっちゃうと、そういう考え方ではなく、子供たちの生活、働き方改革じゃないのですけれども、豊かな生活の中から豊かな力が生まれていくという。何か一つだけにじゃなくて、そういうところから子供たちが成長していきますよということを、さらに教育委員会としても伝えていきたいと思っています。ただ、この4月から急にできなくなるので、やれなくなったということは出てくるとは思いますけれども、そこは丁寧にモチベーションを下げないように、逆にこれで成果を上げた人間をまた賞賛するなりして、進めていきたいとは思っております。

○川嶋委員 ほかにございますか。

では、ご意見等出尽したようですので、議案第7号についてお諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

一旦ここで休憩に入らせていただきます。

4時半から再開したいと思います。

★午後4時20分★ 休 憩

★午後4時30分★ 再 開

○川嶋委員 それでは、再開いたします。これから非公開案件に入ります。

非公開案件 議案第8号 「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」

非公開案件 報告第1号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

以上で、本日の議決事項及び報告事項に関する議事については終了いたしましたので、これ以降の進行については、井上教育長にお願いします。

それでは、井上教育長よろしくお願いします。

○井上教育長 川嶋委員には、議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございました。

これより私のほうが進行をさせていただきます。

○その他

○井上教育長 それでは、8番になりますけれども、8のその他、何かありましたらお願いいたします。

○小林委員 私からですけれども、齊藤委員も含めまして、この前集まったときにこの教育委員会の教育委員の活動の活発化という報告があったと思うのですけれども、事務局でもこういうすばらしいものをつくってくださって、私たちも実際いろいろな当日の定例会の案件を見て、それに対して我々考えるわけですけれども、私たち自身もそれぞれの地域で個人的、コミュニティー的にいろいろな人たちと出会って、これはどうなのだろうとかそういう質問事項、あるいは、これは提案してみたいとか、そういう事項が時々あるのですね。ですから、私が一番年長なので、そういうものがあった場合にまとめて、できるだけ定例会の前、事前にこういうようなことを考えていますというようなことを事務局に流して、それで議決あるいは報告あるいは説明とか、どこの事項になるかは事務局で判断してもらって、ない月もあるかと思うのですけれども、一応そんな形で、教育委員もそれぞれの事務権を反映できる場にもなるかと思いますので、提案します。

以上です。

○井上教育長 小林委員からそのような提案がございました。私も委員さんからの、いつもは事務局からの提案、決裁的な形、今日もそれが多かったのですけれども、教育委員さんたちが日ごろ思っていることや学校への何か呼びかけとかいただけたら、さらに白井市教育委員会としても活発化されるのではないかと思いますので、私個人としては非常にありがたい御意見だと思っております。

高倉委員いかがでしょうか。

○高倉委員 よろしいと思います。ぜひ活発な議論ということで、事務局に負担をかけずに事前にとこのも賛成でございます。

○井上教育長 川嶋委員いかがでしょうか。

○川嶋委員 そうしていただけるとありがたいなと思います。

○井上教育長 それでは、今のお話ですと、小林委員にまず集約してということで、少し小林委員にはお世話をかけてしまうかもしれませんがそのようにしていただいて、議題によっては、こちら事務局の準備等、時間がかかる可能性もありますので、それは1カ月後になってしまうこともあるかと思えますけれども、ぜひそのようにしていただいて、事前にいただければ、委員からの御提案、議題ということで入れていくと、今までの流れでやっていけば、それでよろしいかなと思います。

まずは、いただいてから、事務局にどのように入れるかは考えていただきたいと思えます。ぜひよろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

次回は2月5日火曜日、午後2時からとなっております。次回の議事の進行については、川嶋委員にお願いと思えますので、よろしくお願ひいたします。

本日はお疲れさまでございました。

午後4時45分 閉 会